

平成30年度事業計画

自 平成30年4月1日

至 平成31年3月31日

事業計画

バスは国民生活に不可欠な公共交通機関であり、高齢化社会の進展と、地球温暖化問題等の深刻化に伴う環境重視の時代を迎え、その役割は益々重要になっています。

我が国の経済は、全体として緩やかな回復基調の下、雇用・所得環境の改善が続き経済の好循環が実現しつつありますが、運輸業界は依然として厳しい事業運営が続いています。

貸切バス事業は、新運賃・料金制度の効果により経営基盤の改善が見られる一方、運転者の確保育成・時間外労働の抑制等、様々な課題も出てきています。安全なサービス提供の基礎となる運賃制度の主旨について、引き続き理解が進むよう努めます。

乗合バス事業は、交通政策基本計画で示された地域公共交通ネットワーク再生に向けた枠組みの整備を受け、バス交通網形成計画等に関するバス事業者間の情報共有を進め、地方公共団体との連携・協力により持続可能な地域公共交通網形成の実現を目指しています。

厳しい経営状況の中にあっても、規制緩和など各種の制度改正への対応、環境対策、交通バリアフリー対策、輸送環境の改善、安全輸送対策など、数多くの課題に取り組んでいかなければなりません。

軽井沢スキーバス事故の再発防止策としてとりまとめられた「安全・安心な貸切バスを実現する」ための安全規制強化に関する道路運送法の改正が施行されたことを受け、安全輸送が最も重要であることを改めて自覚し、法令遵守の再徹底を図り、引き続き運輸安全マネジメントの定着、より安全性を高めた運行管理体制の確立を図り、お客様の信頼回復に向けた取り組みを行うと共に、次の事項に重点をおきつつ各課題の解決に積極的に取り組む所存でありますので、会員各位の一層のご理解とご協力をお願い申し上げます。

記

1) 貸切バス事業

① 公正・妥当な輸送秩序の確立

会員相互の融和を図り、輸送秩序を乱すことのないよう、相互の信頼を深めることに努める。

② 貸切バス運賃・料金制度の遵守

コンプライアンスを遵守し各事業者が適切に対応するために旅行業者・地方自治体に対する周知と理解促進を図る。

③ 「貸切バス事業者安全性評価認定制度」の取得を推進し、より安全性の高い、安心な貸切バスサービスの提供を図る。

2) 乗合バス事業

① 乗合バスの路線の維持、再編と輸送サービスの改善

地方部におけるバス事業の経営は依然として厳しく、バス事業の経営努力だけでは路線の維持が困難となっている。地方バス路線の維持方策について、山梨県生活交通対策地域協議会における協議のもと、県・市町村との密接な協議を重ね、生活路線として必要な路線の維持に努め、地

域住民の足を守っていく。

② 県外観光客及びインバウンド振興対策について

インターネット・スマートフォンによる「バスの一元的利用情報提供サービス」のシステム事業を継承し、県外観光客やビジネス客の誘致活性を高めるとともに、引き続き富士の国やまなし観光ネットと連携した「やまなしバスコンシェルジュの多言語システム」の周知に努め、訪日外国人旅行者の利便向上を目指すこととする。

又、観光案内所を併設した甲府駅南口バスターミナルについて、関係事業者と連携を密にバス輸送の利便性の向上を図る。

3) 安全対策の推進

① 貸切バス適正化機関からの委託事業の継続について

昨年、貸切バス適正化機関より巡回指導業務の委託を受け開始した。引き続き会適正化機関との適切な役割分担の下、会員事業者の安全性向上と法令遵守の徹底を図る。(適正化巡回訪問は平成30年度で一巡する。)

② 昨年「事業用自動車総合安全プラン2020」が策定された。目標達成に向けた安全対策が確実に実施できるよう、適宜情報の提供等引き続き適切に対応する。

③ 軽井沢町のスキーツアーバスの転落事故を踏まえた、「貸切バス安全管理規制・制度強化」に向けた安全対策措置の着実な実施を図る。

④ 運行管理者制度、事故報告制度など事業用自動車の安全対策の強化のための諸制度について周知徹底を図るとともに、実施状況の把握に努め、問題が生じた場合には適切に対応を図る。

また、引き続き(公財)運行管理者試験センターの運営に参画し、その業務の適切・円滑な執行に協力する。

⑤ 飲酒運転を「0」にするため、一本化した「飲酒運転防止対策マニュアル」を基に、引き続き会員事業者が飲酒運転防止のための万全の対策がとれるよう、その内容の周知徹底、実施状況の把握をはじめとした対策の推進を図る。

⑥ バスジャック事件、テロ事件等に対する危機管理対策に万全を期すため、バスジャックに関する「統一マニュアル」及びテロ対策通達により対応の周知に努めるとともに、防犯灯等連絡手段の整備を促進する。

⑦ 春・秋の全国交通安全運動や、年末・年始の安全総点検等、各種の交通安全運動に積極的に参加すると共に、車両に「交通事故防止運動実施中」の吸着ステッカーを掲出し、運動の高揚を図る。

⑧ 全席シートベルト着用の徹底を図り、車内事故発生防止活動など旅客の安全確保について周知を図る。(シートベルト着用励行リーフレットを増刷し、貸切全車両に掲出する)

4) 環境対策の推進

① 交付金事業における更新車両購入の拡充を図る。

- ② 地球温暖化ガスの消滅及び大気環境の改善を図るため、国の「ディーゼルクリーン・キャンペーン」に基づき、「エコドライブ推進運動」を図る。
- ③ ハイブリッドバス導入に対する国等の助成制度、運輸事業振興助成交付金による助成制度等、各種助成制度の周知及び活用により、低公害車の普及・促進を図る。
- ④ バス事業の環境保全活動を進めるため、国の指導によるバス事業のグリーン経営認証の認定等に協力するとともに、その周知及び普及に努める。

5) 労働問題への対応

- ① 労働関係法令の改正等（働き方改革実行計画）の動向を把握し、適切な労務管理実施のための協力活動を行う等、労働問題に適切に対応する。
- ② 労働時間改善基準告示については、輸送形態の変化に対応した適正な運用について、工夫を重ね会員事業者の遵守・定着に努める。

6) 広報活動の推進

- ① 当協会のホームページを活用し、バス協会及び加盟事業者の活動情報をリアルタイムで利用者に提供するとともに、日本バス協会からの諸通達の周知徹底を図るとともに、県外からの誘客・訪日外国人に対して観光情報やバス情報を提供する。
- ② 乗合バスの新しい事業規制、交通バリアフリー法等、バス事業に係る新しい制度の内容について周知を図る。
- ③ バスの日（9月20日）には、広く一般にバスへの親しみとバス事業への理解を深めてもらうため、新聞・ポスター等により積極的に広報する。
- ④ 「公共交通フェスティバル2018」のイベントに協賛出展し、会員バスの利用促進PRを図る。

7) 新規会員加入の推進

安全強化に対する法律改正や各制度改正が順次進められている中、未加入事業者から問合せもあるが、協会の立場を理解し法令遵守した良識ある事業者等の加入促進を図る。